

介護保険利用料金

令和 8年 4月 13日改定

介護 保険 訪問 看護 費 実費	訪問看護 I 2	30分未満	471 単位/回
	訪問看護 I 3	30分～1時間未満	823 単位/回
	訪問看護 I 4	1時間～1時間30分未満	1128 単位/回
	1時間30分以上の訪問看護を行う場合 ※特別管理加算対象者		300 単位/回
	早朝・夜間・深夜加算※①	早朝 (6:00～8:00) 夜間 (18:00～22:00) 深夜 (22:00～6:00)	+25/100 単位/回 +25/100 単位/回 +50/100 単位/回
	複数名訪問加算 (I)	30分未満	254 単位/回
	(複数の看護師が同時に行う訪問看護)	利用者の身体的理由等により1人の看護師で訪問困難時 30分以上 利用者の身体的理由等により1人の看護師で訪問困難時	
	複数名訪問加算 (II)	30分未満	201 単位/回
	(看護師・看護補助者が同時に行う訪問看護)	利用者の身体的理由等により1人の看護師で訪問困難時 30分以上 利用者の身体的理由等により1人の看護師で訪問困難時	
	初回加算 (I)・退院日	・初回訪問月 ・過去2か月間当事業者の利用がない場合	350 単位/月
	初回加算 (II)・退院日翌日以降	・要支援から要介護に変更時	300 単位/月
	特別管理加算 (I)	以下の状態にある者 <input type="checkbox"/> 在宅麻薬等注射指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅強心剤持続投与指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅気管切開患者指導管理 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	500 単位/月
	特別管理加算 (II)	以下の状態にある者 <input type="checkbox"/> 在宅自己腹膜灌流指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅血液透析指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅酸素療法指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅中心静脈栄養療法指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅自己導尿指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅自己疼痛管理指導管理 <input type="checkbox"/> 在宅肺高血圧症患者指導管理 <input type="checkbox"/> 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 <input type="checkbox"/> 真皮を越える褥瘡の状態 <input type="checkbox"/> 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	250 単位/月
	退院時共同指導加算	入院中(入所中)の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合	600 単位/回
	看護・介護職員連携強化加算	介護事業所と連携し、痰吸引等が必要な利用者の計画作成や介護職員に対し助言等支援を行った場合算定	250 単位/回
	サービス提供体制強化加算 (I)	一定の基準を満たした体制が整っている事業所への体制加算	6 単位/回
	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を実施しターミナル支援体制について説明後、ターミナルケアを行った場合	2500 単位/月
	緊急時訪問看護加算 (I)	24時間対応体制加算	600 単位/月
	実費	エンゼルケア※②	

※ 介護保険の患者様負担額は、地域ごとの1単位×単位数×負担割合(1～3割)となります。

※① 同月2回目以降の緊急時訪問が行われた場合

※② 衛生材料等使用時、別途料金を頂きます。